

公的研究費等の使用に関する行動規範について

公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 代表理事理事長

2020年2月13日

公益財団法人倉敷中央医療機構における公的研究費等の不正使用等防止対策に関する規程第8条第6項に掲げる公的研究費等の使用に関する行動規範については、以下のとおりとする。

- 1 構成員は、公的研究費等が公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構（以下「本法人」という。）の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、公的研究費等の使用にあたり、関係する法令・通知及び本法人が定める規程等を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 構成員は、公的研究費等の使用にあたり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 構成員は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 7 構成員は、公的研究費等の不正使用を発見した場合は黙認することなく、通報しなければならない。また、通報者や当該調査協力者が、プライバシーを侵害されるなどの不利益な取扱いを受けまいよう十分配慮しなければならない。